

国立大学法人電気通信大学教育研究技師に関する規程

平成23年 7月20日

改正

平成27年11月25日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学就業規則第3条第2号に規定する教育研究技師に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 教育研究技師は、教育研究支援のための技術開発及びその関連業務、学生の実験・実習教育及び技術指導業務、大学の教育研究活動に係る安全衛生管理・環境保全等の専門業務を円滑かつ効率的に行い、加えて技術の継承・開発、後進の指導・育成、技術研修に関する企画及び連絡調整等を行う。

2 教育研究技師の職位および職務内容は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 技師 専門技術分野についての、教育研究支援のための技術開発及びその関連業務、学生の実験・実習教育及び技術指導業務、大学の教育研究活動に係る安全衛生管理・環境保全業務
- (2) 学術技師 専門技術分野についての、教育研究支援のための技術開発及びその関連業務、学生の実験・実習教育及び技術指導業務、大学の教育研究活動に係る安全衛生管理・環境保全業務、当該分野における技術の継承・開発に関する調査研究
- (3) 主任学術技師 学術技師としての職務のほか、教育研究支援のための技術開発、学生の実験・実習教育及び技術指導、安全衛生管理・環境保全等についての企画・立案、専門技術分野における技術の継承・開発を意図した後進の指導・育成、及び学術技師、技師の統括
- (4) 副統括学術技師 主任学術技師としての職務のほか、統括学術技師の補佐
- (5) 統括学術技師 主任学術技師としての職務のほか、教育研究技師を統括するとともに、教育研究技師部長の補佐

(評価)

第3条 教育研究技師は、その業務実績に応じて評価を受けるものとする。

2 前項に規定する評価の項目は、各職位の資格要件、配置先組織の特殊性等を勘案して、次の各号に掲げる項目により評価する。

- (1) 業務評価
- (2) 業務に関連する専門的応用能力を備えていることを認定する資格等の取得状況
- (3) 業務に関連する業績（論文、報告書、学内外での発表、その他技術開発等）
- (4) 後進の指導・育成への寄与
- (5) 研修参加の状況（研修の企画、研修での講師としての参加を含む）
- (6) 勤務の状況
- (7) 主担当業務以外の学内業務、社会貢献等に関する寄与

(8) その他特記事項

3 評価は、教育研究技師部長並びに教育研究技師が配置されている組織の長及び統括学術技師の意見を参考にして、毎年度行う。

4 評価について必要な事項は別に定める。

(選考)

第4条 教育研究技師の選考は、別に定める国立大学法人電気通信大学教育研究技師の選考に関する規程により行う。

(雑則)

第5条 この規程によるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成23年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月25日から施行する。